

泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画（素案） パブリックコメント質疑

No	章	素案 ページ	意見等	回答	
				対応	市の考え方（対応の理由）
1	6-10 6-11	118 120	金沢製鉄遺跡との関係性を記載すべきである。	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に関する解説を行うこととしており、同建物では展示テーマの一つを「製鉄関連遺跡」としてしています(6-5. 中核活用建物の計画 P89)。また、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館等の関連遺跡を含めた活用を掲げておりますので、史跡と製鉄の密接な関係を示していくよう努めます(6-10. 公開活用に関する計画 P118、6-11. 関連文化財に関する計画 P120)。
2	5-3 6-11	52 120	泉の十一面観音の看板ならびに入口がわからなくなっているため、整備計画とあわせて修繕、整備してほしい。	原案のとおり	本計画では、史跡の価値と密接な関係を有する周辺の文化財や伝説継承地を一体的に保全・活用することを基本目標としています。そのために、史跡と関連文化財を結び付けた活用を計画しており、その実現に必要な環境を整えるため、泉の十一面観音の看板や入口の修繕・整備の実施方法を検討いたします(5-3. 整備基本計画における基本目標 P52、6-11. 関連文化財に関する計画 P120)。
3	巻末資料	8	泉の十一面観音が千手観音という記載があるので、訂正すべき。	訂正する	原案を訂正いたします。
4	6-7 6-15	100 134	大型バスを降りる場所は見学の起点となるので、トイレが必要と思う。	後期整備の実施の際に行う事業計画の見直しのポイントとして記載する。	本計画では、全体計画（第1期整備）で便益施設を「長者橋便益施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。このうちトイレは、平成7年度までに行う前期整備において、郡庁院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見込まれるイベント時等に、仮設トイレを設置する等の方法で対応することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進

					入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を令和8年度から実施を予定している後期整備において設けることとしており、後期整備の開始時に公園の利用状況を踏まえて現計画の見直しを行い、「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討いたします(6-7. 導入部施設計画 P100、6-15. 事業計画 P134)。
5	6-7	100	長者橋便益施設は、地形的に低い位置にあり、先の豪雨時には浸水している。災害等を考慮した設定とされたい。	原案のとおり	便益施設は原則として史跡指定地内に設置することができず、史跡の中心となる郡庁院へのアクセスを考慮して便益施設の位置を計画しました。設計にあたっては、災害の影響を考慮します(6-7. 導入部施設計画 P100)。
6	6-7	100	大型バスが入るような動線を確保すべきである。	原案のとおり	史跡の南側に接する市道により、史跡公園の中心となる「中核活用建物」や動線の起点となる「長者橋便益施設」の近くまで大型バスの進入が可能であり、来園者の乗降は可能です。ただし、「長者橋弁慶施設」は大型バスの進入が難しいため、大型バスの駐車のため「弁慶橋弁慶施設」設けることとしております(6-7. 導入部施設計画 P100)。
7	6-10	119	観光にもっと利用できるような全国的にもっと知ってもらうような PR が必要。せっかく作るのにもったいない。	原案に整備前の活用による PR を加筆する。	ポスターやパンフレット、副読本、WEB サイト等、さまざまな方法で情報発信をしていきます(6-10. 公開活用に関する計 P119)。また、史跡公園完成前から市民と連携した事業実施により幅広い対象への史跡の PR に努めます。
8	6-4 6-8	70・87 P104	スマホ、アプリなども将来的には活用できるようにしてもらいたい。	原案に AR・VR の利用法を具体的に盛り込みます。	現地における建物・塀などの構造物と AR・VR 等のソフトとを関連させて古代を体感できる歴史的空間を再現するとともに、ゲーム性のある VR やアプリなどを活用し、他の文化遺産では体験できない魅力ある見学や活動プログラムやイベントの充実を図ります(6-4. 遺構の表現に関する計画 P70・87、6-8. 動線・案内等施設計画 P104)。
9	6-5	89	ガイダンス施設はいつできるのか。	原案のとおり	復元建物とガイダンス施設等の機能を兼ねた「中核活用建物」を、

					令和7年度までに整備します(6-5. 中核活用建物の計画 P89)。
10	6-8	104	泉の十一面観音からは史跡全体を眺められるので、展望ポイントとして展望台をつくるなどの整備をしてほしい。	後期整備の実施の際に行う事業計画の見直しのポイントとして記載する。	遺跡の特徴や魅力を感じるビューポイントへ見学者を誘導し、視線を促す案内板を設置します(6-8. 動線・案内等施設計画 P104)。展望台に設置等、泉の十一面観音の境内地内の整備については、本計画とは別に、住民の方々と協議のうえ検討することとします。
11	6-6	99	古代水田としているエリアは庭園や植栽(桜など)などの整備をしてほしい。水田はどこでもあるので、見栄えがするものにしてもらいたい。	原案のとおり	古代水田としているエリアは、現在、地元住民との協働による花植えの活動により景観美化を行っており、そのようなコミュニティ活動によって住民と共に史跡に新たな魅力を創出する場と位置付け、「共創の場」と名付けました。今後もそのような活動を継承していきたいと考えています(6-6. 広場等整備計画 P99)。
12	6-11	120	将来、自転車で文化遺跡を巡ることも想定されるので駐輪場の設置も検討してほしい。	原案のとおり	史跡と関連文化財を結び付けた活用を行うため、歩行のほか、自転車や自動車など移動手段毎に史跡を中心とした「活用圏」を想定しています。見学手段の一つである自転車や駐輪場の常設についても、今後の設計段階で検討していきます(6-11. 関連文化財に関する計画 P120)。
13	6-7	100	トイレが不足していると思うので、駐車場にはトイレを設置してほしい(2か所)。	後期整備の実施の際に行う事業計画の見直しのポイントとして記載する。	本計画では、全体計画(第I期整備)で便益施設を「長者橋便益施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。このうちトイレは、平成7年度までに行う前期整備において、郡庁院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見込まれるイベント時等に、仮設トイレを設置する等の方法で対応することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を

					令和8年度から実施を予定している後期整備において設けることとしており、後期整備の開始時に公園の利用状況を踏まえて現計画の見直しを行い、「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討いたします(6-7. 導入部施設計画 P100、6-15. 事業計画 P134)。
14	6-5	89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢地区製鉄遺跡群との密接不可分の関係を明示されたい。</li> <li>・泉官衙遺跡の設置目的・存在意義について、中央寄りの視点に偏ることなく、俘囚や常陸からの移民が果たした役割も含め、その歴史的な意味合いを説明することが必要である。宝亀5年の正倉火災や蝦夷反乱にみられるような、朝廷と蝦夷社会との激しい軋轢を具体的に提示しなければ、この地域ならではのアイデンティティーは共有されないのではないか。</li> </ul>	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に関する解説を行うこととしており、主要な展示テーマの一つを「歴史的背景と泉官衙遺跡の意義」としています。これらの展示内容は、調査の進展や研究の深化に伴って常に更新していくことを想定しており、さまざまな視点からの歴史的評価を展示に盛り込むように努めます。また「中核活用建物」において、この地域の歴史について、来場者のみなさまそれぞれが歴史を発見し、共有する場と位置付けており、各種の活用を行っていくことによって、地域のアイデンティティーが共有されるよう努めます(6-5. 中核活用建物の計画 P89)。
15	全体		全国的にも非常に価値のある泉官衙遺跡の史跡公園化を行う際には、当時の人々の暮らしを、体験によって理解する様々な仕組みを取り入れたものにして欲しい。そのためには、専門家が当たり前だと思っていることと、一般市民との知識や感覚の隔たりを理解し、本遺跡の価値を訪問した市民が体験を通して学ぶことで、当時の人々の生活や、ものごとの仕組みを理解した、という感動を得るとともに、ふるさとの誇りを育むものにして欲しい。	原案のとおり	本計画では、史跡を地域固有の歴史文化を体験でき、自ら歴史を探求できる場として整備することを、基本目標としております。このため、古代の官衙施設の再現に終始することなく、様々な歴史体験を行うための広場を「探求の場」「共創の場」として設定します。「探求の場」では発掘遺構から得られた情報をもとに歴史を探求する発掘体験を、「共創の場」は地域住民との協働による活用の一方法として地元農家の協力を得て古代米を栽培する体験を行う古代水田として活用することを想定しております。その他にも、中核活用建物等を利用した体験教育によって、当時の人々の暮らしや社会の仕組みを学ぶ場として、多様な活用に取り組んでまいります。

16	6-12	124	<p>泉官衙遺跡は、海・河に近いその立地から、この地に官衙を設置するにあたって、水運の機能が重視されたと考えられ、その機能を端的に示す遺構としてⅢ期の水運関連施設では貴重である。それらを何らかの形でAR・VRではなく現地に表現してほしい。</p>	<p>原案に加筆。</p>	<p>水運関連施設の遺構は過去の圃場整備事業により、その主要な部分は消滅しております。その延長部分が史跡内に保存されていることが予想されますが、未確認であることから、今後、発掘体験等の活用の一環として調査を行って解明を進め、その結果に応じて現地での遺構表現を改めて計画します（6-12. 調査等の計画P124）。</p>
----	------	-----	---	---------------	--